静岡市良好な商業環境の形成に関する条例(平成 25 年静岡市条例第 33 号)第7条第1項の規定による届出があったので、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第8条の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から4週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

なお、当該商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地から意見を有する者は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第10条第1項の規定に基づき、この公告の日から、縦覧の終了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年11月7日

静岡市長 難 波 喬 司

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋 幸彦 横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2

2 商業施設の位置

静岡市駿河区高松字宮添 581-1、582-1、582-2、583-1、584-1、584-2、585-1

- 3 商業施設の規模及び主な用途
 - (1) 商業施設の名称等 (仮称) クリエイトS・D 静岡高松店

(2) 階数 1階

(3) 建築面積 約1,723 ㎡ (増築部分 約533 ㎡)
(4) 延べ面積 約1,688 ㎡ (増築部分 約523 ㎡)

(5) 小売業の用に供する部分の面積 約1,526 m²(増築・増床部分 約534 m²)

(6) 主な用途 物販店舗

(7) 主たる販売品目 医療品、食料品、日用品等

4 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧の場所
 - ① 静岡市経済局商工部商業労政課(静岡市清水区旭町6番8号(清水庁舎))
 - ② 静岡市葵区役所地域総務課(静岡市葵区追手町5番1号)
 - ③ 静岡市駿河区役所地域総務課(静岡市駿河区南八幡町 10番 40号)
- (2) 縦覧の期間

令和6年11月7日から令和6年12月5日まで

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出期限

令和6年12月12日